

2月定例県議会 総括質疑

2017年3月15日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し総括質問をいたします。

一、自主避難者への住まいの確保について

神山県議

3月11日の大震災・原発事故から今月で丸6年を迎え、7年目に入ろうとしています。こうした中で、自主避難者への住宅無償提供の打ち切りの3月31日が迫っています。また、飯舘村、川俣町山木屋地区、浪江町、富岡町の避難指示が解除され、帰還困難区域を除いてすべて解除となることから、本県は大きな節目を迎えています。

しかし、今もふるさとに戻れずにいる避難者は県内や県外に約7万7千人、災害関連死は2,100人を超えています。まだまだ、病院や商店、学校などのインフラは整備せず、住民は不安をかかえたままです。賠償の打ち切りや除染の不徹底も、新たな苦しみをもたらしています。

まず、県内と県外の自主避難者への住宅無償提供が打ち切られ、いよいよ今月末で退去させられますが、住まいがまだ決められないでいる自主避難者が、現時点で、県内・県外にどのくらいいるのかお尋ねいたします。

避難地域復興局長

お答えいたします。

4月以降の住まいが決まっていない自主避難者の世帯数につきましては、戸別訪問等の結果から先週末時点において確認できた世帯のうち、1.9%で227世帯となっております。その内訳は県内が76世帯、県外が151世帯となっております。

神山県議

2月の段階よりは未定の世帯が減ったとは思いますが、しかし実際には苦渋の選択をせまられたというのが（この）結果だと思います。しかし、仮設住宅にまだ残っている方は、ほとんどが高齢者です。郡山に避難している川内のみなさんは、「4月になったら

仮設住宅を壊すと言われたからしかたなく○をつけた」と共通して述べています。こんな脅しともいえるやり方をとって退去をせまってきたというのが実態ではありませんか。強制的に仮設住宅を追い出すような人道に反すること、県が私はやるべきではないと思いますが、県はどのように考えているのかお尋ねいたします。

避難地域復興局長

これまで自主避難者の皆さま方にですね、3回の戸別訪問等を通じまして、丁寧にお話をお伺いをして、4月以降の行き先についてご相談をしております。特にその、強制的にですね、追い出すというような考えでやっているのではなくて、丁寧にお伺いしながら、ご本人のためにですね、いい方法を一緒になって考えているというような状況であると認識しています。

神山県議

ぜひ、その態度を貫いていただきたいと思います。南相馬市や都市部では、賃貸住宅がひっ迫しているとか、家賃も高いとか、3月は入学や転勤などの異動時期でもあります。子どもの学校や高齢者の通院など、やむをえない事情で住まいが確保できない自主避難者については、仮設住宅の供与を延長すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

自主避難者への仮設住宅の供与延長につきましては、応急救助という災害救助法の考え方から、応急仮設住宅の供与を本年3月末までとし、それ以降については県独自の支援策に移行することとしております。住まいの確保ができていない避難者の方々に対しましては、住宅事情に詳しいNPO法人を活用いたしまして、新たな住まい探しのサポートですとか、転居等に関する手続きの補助を行うなど、避難元の市町村等と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

神山県議

ただ今、ご答弁にありましたけれど、「災害救助法では、これ以上継続はできない」といいますけれど、原発事故は他の災害とはまったく違うんですね。そういう意味では違った対応があってしかるべきだと思います。避難者の皆さんは言っています。「せめ

て、富岡町に県がつくる双葉医療センターが開院するくらいまで待ってくれないのか」と、こういう声をあげています。そしてその間は、仮設住宅を集約してもいいから一定戸数を残してほしいという声もあげています。また、県外の避難者からは、この退去が迫られて、精神的に追い詰められている人の相談も、何人かから直接私たちにも寄せられています。帰れる条件がないという事情がある方については、延長して対応すべきではないでしょうか、もう一度お聞かせください。

避難地域復興局長

お答えいたします。

仮設住宅につきましては、応急救助という考え方の、あくまでも仮の住居ということになりますので、今後の生活の再建のためには、きちんとした住居のほうに1日も早く移っていただくことが基本かなというふうに考えております。そのために、県としても仮設の提供は終わりますけれども、県としての新たな支援策を打ち出しましてですね、それで対応しておりますことと、あとは戸別訪問でいろいろご事情を聞きながら、課題の解決に取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

神山県議

先日NHKのまとめでもありました、県のつかんだ数字と市町村がつかんでいる避難者の数が違うと。2万数千人の数の違いがあったということもありましたけれど、県がつかんでいる数字の根拠が違うということと、市町村がつかんでいることもあるとは思いますが、今述べられた避難者支援というこの角度は絶対に忘れないでいただきたいと私は思います。

もうひとつはですね、帰還した方でもですね、これから帰還する方も、この6年間の避難生活の中で、人工透析などまた他の病気でも、私の住んでいる郡山に避難している方はかかりつけ医が決まっているんですね。それで避難元（ふるさと）に戻っても、診療所には必要な診療科が足りない。私は、帰還した方が避難先でのかかりつけの医療機関へ通院が可能となるような手立てを検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

通院の手立てについてでございますが、帰還した方が安心して生活することができるように、避難指示が解除された市町村においては、近隣の主要な医療機関等へのバス等の運行事業が実施をされているところでございます。今後も医療機関の開設や再開の状況、帰還した方のニーズを踏まえながら、地元市町村、国とともに対応をしてまいります。

神奈川県議

私は直接伺いましたが、川内村の方がですね、郡山と川内の間は大変遠いですが、帰っても病院に通えない。郡山のかかりつけ医に通うには郡山の別の借り上げアパートにいる娘さんに協力してもらわなければならない。子どもさん3人を抱えたこの娘さんに頼って、通院をお願いするしかない。私は（川内へ）帰るけれど。こういう方もいるんですね。だから私は、今言った（答弁のあった）、バス（の運行事業）をやるっていうけれど、近隣しか行かないわけですよ。元々の避難先の中通りまでは遠いわけですよ。そういう意味での、もっと柔軟な通院体制というのを考えなければ。私は、当面の間はそういうことが必要だと思いますので、それを指摘しておきたいと思っておりますので、引き続きの支援をお願いいたします。

そして、県が進めている人口減少対策で、「定住・二地域居住」というのをやっておりますけれども、そうやって県外から呼び込むことをやりながら、避難者への支援は打ち切るとするのは、わたしはどう考えても矛盾しているのではないかなと思うんですね。すぐには帰還できないという避難者に対しては、多様な選択があってもいいのではないですか。すぐには戻らない、戻れないという人には支援をする、戻る人にももちろん支援をする。このどちらか、白か黒か、戻る、戻らないだけの2つの選択だけでは決断できないというのが、この原発事故の実態だと思うんですね。長期的な支援をぜひ県がすべきだと思いますけれども、県の考えをお伺いします。

避難地域復興局長

お答えいたします。

避難を継続する方々もいるということは十分承知をしております。この方々の1日も早い帰還や生活再建のために、全国の生活再建支援拠点における相談対応、それから故郷との絆を維持するための情報提供など、必要な支援を今後とも継続してまいります。

神川県議

「二重住民票」という考え方も提起もされていますけれども、なかなか実現いたしません。いろんな支援をやっても、3月末までに帰れない人というのは、私は何世帯が残るのではないかと。特に、県外の場合は多いんじゃないかと思うんですね。そのときは県はどうするんですか。人道的にどういう形でか、私は住まいを確保して支援すべきだと思うんですけども。あと半月しかありませんので、そこだけお聞きしておきたいと思っています。

避難地域復興局長

お答えをいたします。

残り2週間程度ということになってまいりましたけれども、これからの期間におきましても、戸別訪問ですとか、NPO法人の住宅のサポート等をフルに活用しまして、1人でも次の住まいがですね、しっかり見つかるようにサポートしてまいりたいと考えております。

二、避難解除後の市町村の課題について

神川県議

次は、避難解除後の市町村の課題について伺いたいと思います。

パネルを用意いたしました。今月3月31日で飯館村、川俣町山木屋地区、浪江町が、そして4月1日で富岡町が避難解除となります。この赤い部分が帰還困難区域で、ここを除いてすべて解除となるというのがこの姿ですね。

このことに関してお尋ねいたしますけれども、この解除を決めるにあたって、住民からは「時期尚早」との意見が強く出されておりました。村や町を二分するといった意見もあったと聞いております。しかし、国の早期帰還を求める強い方針の下で、市町村もやむなく決断したというのが実態だと思います。

帰還を決めても様々な課題が山積しています。避難自治体職員の加重労働、過重負担が心配です。役場が本庁に戻った富岡町では、郡山から2時間以上もかけて通勤する職員もいます。本庁以外にも出張所もありますから、むしろ、帰還してからが最もマンパワーが必要ではないでしょうか。しかし、他県の応援もだんだん縮小の方向です。

まず県は、被災市町村の職員の確保に向けて、どのように支援していくのかがい

ます。

総務部長

お答えいたします。

被災市町村の職員の確保につきましては、これまで土木、保健師などの県の一般職員や任期付き職員の派遣をはじめ、全国自治体への職員派遣要請や市町村職員採用試験の合同説明会の開催等により支援を行ってきたところであり、これらの取り組みに加えて、全国自治体等を対象とした復興状況の視察事業の実施や、政令指定都市への個別訪問活動の強化等により、引き続き被災市町村の復興創生に必要な職員の確保に取り組んでまいります。

神山県議

充足できますか。

総務部長

お答えいたします。

これまでの取り組みに加えまして、先ほど申し上げました、今年度は政令指定都市含めて、全国の都道府県・政令指定都市、こちらをずっと訪問して要請を強化してきております。また、職員の方に実際、他の都道府県の職員の方に来ていただくという取り組みも始めました。こういったことを通じて、福島の特に被災して、これから避難解除となる、復興のスタートとなります。そういったときに役場も複数置くような状況になります。

非常に厳しい状況であると、そういったことも丁寧に説明をしながら取り組んできておりまして、本年の2月1日現在で、要望数651名に対して、これまで決定したのは545名という状況になっています。引き続き取り組みをしっかりとすすめてまいります。

神山県議

実は、県職員を派遣している県自身も、職員不足は同じだと思います。復興対応は今後も当分継続すると思いますから、県職員を増員すべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

総務部長

お答えいたします。

職員の増員につきましては、正規職員や任期付き職員の採用をはじめ、即戦力となる他県等の応援職員の受け入れ、さらには専門性を有する国の独立行政法人や民間企業等の職員の受け入れなど、多様な方策により必要な人員の確保に努めてきたところであり、今後とも復興の進捗状況や中長期的な行政需要等踏まえながら、しっかり職員の確保を図ってまいりたいと考えております。

神山県議

これまで6年間頑張ってきた自治体職員です。相当疲れてもいると思いますね。むしろこれからが大変だと思いますので、職員確保はですね、これまでの考えにとらわれずに、必要なところにきちんと配置できるようにすべきだと思っています。

次に、医療・福祉分野のマンパワー不足についてお尋ねいたします。避難者のPTSDに相当する高い心理的ストレスが、実は前年度より増加しているという、こういう指摘があります。心のケア対策事業は、いっそう強化が必要なのですけど、しかし、国から被災3県への補助金は年々減額されて、18億円だったものが14億円へと、この3年間で4億円も減額されています。県は自殺対策の基金を当てて費用を捻出しているようですけども、県は被災者の心のケアの充実にとどのように取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

保健福祉部長

お答えいたします。

被災者の心のケアにつきましては、県内5か所に設置した心のケアセンターの臨床心理士等による訪問活動などに、重点的に取り組んでまいりました。今後とも被災者の心のケア事業が実施できるよう、国に必要な財源の確保を要望するとともに、故郷への帰還等、被災者の生活環境の変化に対応するため、心のケアセンターに帰還者支援のための、新たに組織を設置するなど、心のケアの充実に取り組んでまいります。

神山県議

もう一度パネルをだしますね。3月31日に避難指示を解除する浪江町では、介護施

設が不足していて、当面はデイサービスや訪問介護だけで対応するしかないと言っています。本会議でも、宮川県議が浜通り全体の医療や介護の不足を指摘いたしましたけれど、私は双葉地域に限って、質問したいと思います。

避難地域12市町村の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設において、休止している施設数及び入所制限している施設数をお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長

お答えいたします。

避難地域12市町村の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で、休止している施設の数でありますけれども、現在7施設が休止しております。また、入所制限をしている施設につきましては、今年の10月1日現在で5施設となっております。

神川県議

あわせてですね、同じ避難地域12市町村における特別養護老人ホームの入所希望者数、つまり特養の待機者数をお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長

お答えいたします。

避難地域12市町村の特別養護老人ホームの入所希望者数は、平成28年4月1日現在で、1,102名となっております。

神川県議

つまり、開所できないでいる休止状態、それから入所制限せざるを得ない、そういう状態の中で、待っている人がこれだけいるということですよ。1,000人以上もいるわけですから、この体制の充実は非常に大事だと思いますが、そもそもこういう状態になったのは原発事故なんですけれども、もうひとつは介護職員が足りない、集まらないということだと思っております。

宮川県議も質しましたが、県は新年度から国の月額1万円相当の加算が拡充されるとご答弁いただきましたが、県独自の処遇改善には言及ありませんでしたが、もう一度お尋ねしたいと思います。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、処遇改善の、浜通り地方の介護職員の賃金引上げの処遇改善策、これにつきましては、これまでも特例措置として全額国庫によって、賃金手当制度の新設を国に求めてきております。なかなか実現しておりませんが、引き続き強く働きかけてまいります。

また、この地域におきましては、特別に県外からこの地域で働いてくれる介護職員に対して、特別な手当などについて、今現在実施しているところであります。

神山県議

あの、国がやっている加算制度1万円はね、全国どこでもやっているわけですよ。この原発に近い、そして被災地でもある、なかなか人が集まらないんだったら、やっぱりそれに上乗せする県独自の支援策がなければ、私は、人は集まらないと思うんですけども、そんな答えでいいのかなと私は思うんですね。やはり直接、処遇改善につながるようにやらないと、周辺環境整備をやっただけでは私は集まらないと思いますが、引き続きの課題にさせていただきたいと思います。

次に、避難解除された市町村やこれから解除される市町村の除染について、お尋ねいたします。

除染をしても再び線量が高い箇所が多くあります。住民の不安がぬぐえないから、やっぱり帰れるかなという状況なんですね。除染特別地域におけるフォローアップ除染、里山除染、これがなかなか進みませんが、国にもっとこれが具体的になるように求めるべきだと思いますけれど、お考えをお聞かせください。

生活環境部長

お答えいたします。

除染特別地域においては、面的除染終了後においても、地元市町村の意向を十分反映し、フォローアップ除染や住宅周辺の里山の再生を図るための事業など、必要な除染等の措置を国が責任をもって、確実に実施するよう引き続き求めてまいります。

神山県議

もっと、モデル事業だけじゃなくて、具体的になるように求めておきたいと思います。

そして、避難が解除されるとですね、問題なのは1年後に、生活費を含む精神的賠償がなくなるわけです。そして、今おこなっている各種税金の免除制度、医療費・介護保険料などの免除制度、これが続いていけばまだしも、これが心配だという声もありますので、市町村が避難解除後も税を減免した場合に、国に減収補てんがあると聞いておりますけれども、これを求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

総務部長

お答えいたします。

市町村税の減免に対する減収補てんにつきましては、県の提案要望活動はじめ、さまざまな機会をとらえて、国に求めているところであり、今後も市町村の意向を踏まえ求めてまいる考えであります。

神山県議

同様にですね、避難指示が解除される区域の国保税及び介護保険料等の減免等の措置、これを現行制度が継続するように国に求めるべきと思いますが、お尋ねいたします。

保健福祉部長

お答えいたします。

今後、避難指示が解除される区域の国保税や介護保険料等の減免等の措置につきましては、すでに避難指示が解除された市町村と同様の減免措置が受けられる見込みであり、今後も現行制度が継続できるよう、国の財政支援を引き続き強く要望してまいります。

神山県議

これらの減免制度は、まさに避難した方々の命綱なんですね。戻ってからもその継続をぜひ求めておきたいと思います。

三、原発事故の収束・廃炉について

神山県議

次は、原発事故の収束・廃炉についてお尋ねいたします。

昨年に引き続いて、このところ3・11の大震災の余震とみられる地震が、頻発して

います。今議会の自民党の代表質問で、最後の演説で、「この事故、天災とはいえ当時のとった…」などと発言がありましたけれど、私は自分の耳を疑いました。7年目に入る今、この認識は大きな後退ではありませんか。前佐藤雄平知事は、福島原発事故について、2012年12月県議会で「人災というべきもの」と答弁しています。「天災」と「人災」とでは、原発事故への対応が全く違ってきます。原発は安全だという「安全神話」にどっぷりつかり、私も含めて、私たち共産党が事故前から何度も指摘してきた津波対策、そして土木学会をはじめとした専門家の意見を無視して、原発を推進してきたのが今度の事故であり、まさに「人災」ではありませんか。二度と福島原発のような事故を繰り返さないためには、徹底した福島原発の事故原因の究明が必要だと思います。

国・東電は、「オール福島」の願いである「第二原発の廃炉」を未だに明言していません。今年2月には世耕経産大臣が、3月には安倍首相も「東電に判断を求める」との発言を繰り返しています。知事が再三求めても明言しない、これほど知事や県民を愚弄している話はありません。しかも、今年の3月11日、東日本大震災追悼式典での安倍首相の式辞では、本県の原発事故にはひと言も触れませんでした。県は、第二原発の廃炉を明言させるため、宮本県議が代表質問で求めましたように、「県民集会」を開くべきです。これについては、知事の答弁はありませんでした。

私は、同じ東京電力の原発がある新潟県の米山知事と連携すべきではないかと思いません。米山知事は「福島第一原発の事故の検証がなされないうちは、柏崎刈羽原発の再稼動は認められない」と、こういう立場を明確に打ち出しています。

そこで、同じ東京電力の原発立地県の新潟県の米山知事と連携して、福島第二原発の廃炉、そして柏崎刈羽原発の再稼動中止を、国や東京電力に明言させるように迫るべきと思いますが、知事の見解をおうかがいたします。

内堀雅雄知事

お答えいたします。

福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、繰り返し求めてきております。引き続き、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、強く求めてまいります。

また、他の原子力発電所につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、なによりも住民の安全・安心の確保を最優先に対応されるべきものと考えております。

神川県議

知事にもう一度お尋ねしたいと思います。

安全に対応されるべきものということになっていけばまだしもですね、それが無いのが今の全国原発の状況ではないかと思いますが。米山知事ですね、まだお会いしたことが無いのかどうか分かりませんが、もしそうであれば、早期にお会いしたらどうでしょうか。

昨年6月に、福島第一原発のメルトダウンが、事故からわずか3日後だったということがわかりました。これは、新潟県の技術委員会で東京電力が明らかにしたからわかったのです。そして、米山知事になってからも、この技術委員会をさらに増やして、福島原発事故の検証をすすめているのです。米山知事は医師であり、弁護士でもあります。99年の東海村のJCO事故でも大量被曝した患者を、当時放医研にいた米山さんがそれを見ています。そういう意味でも、私は新潟県の米山知事と会って、連携してわが県が求める第二原発の廃炉、ここを一緒に迫る、こういうことも含めて、まあそれも他県のことを口を出さないと断言しておりますけれども、そこは知事の判断かもしれませんが、しかし、会う必要はあるのではないかと思いますので、もう一度お聞かせください。

内堀雅雄知事

お答えいたします。

新潟県知事は、柏崎刈羽原発の再稼働について、昨年の12月県議会において、「県民のいのちや暮らしに関する検証が必要」あるいは「将来的に再稼働の議論を閉ざしていない」と答弁されております。いずれにしても、福島県におきましては県内原発の全基廃炉の実現にむけ、引き続き、国及び東京電力に対し、強く求めてまいります。

神川県議

私は、申し上げておきたいと思います。

再三求めても、第二原発の廃炉を国や東京電力は、お互いの責任・判断に任せて実現しないというのであれば、本県の復興などあるのでしょうか。私はそういう意味では知事が本気で第二原発廃炉を、国、そして東京電力に迫って明言させるまで頑張りたいと思います。

ところで、昨年12月20日に、経産省「東電改革提言」が出されました。この原発

事故にかかる廃炉費用は、これまでの2倍、22兆円という試算額を発表しています。しかし、この数字すら、自らも認めているように数値の根拠はあいまいだといわれていますし、今後も膨らむ可能性は大です。原発コストは、決して安くはないことはここでも明らかです。この際、国も東京電力も、原発はきっぱりゼロと決断するように求めておきたいと思います。

ところで、福島原発廃炉作業の中で燃料デブリの取り出し（に向けた調査）が始まりましたが、カメラが入ったり、自走式のサソリ型のロボットも入りましたが、またも不具合が発生しました。そして、今週に入って、第一原発1号機でもカメラが不具合をおこしている、こういう状態です。

私は、第一原発2号機の調査に使用したサソリ型ロボット等にかかった費用についてお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

危機管理部長

お答えいたします。

ロボット等の費用につきましては、公表されておりませんで、承知しておりません。

神山県議

ということですが、私は、国会議員を通じて調べました。サソリ型ロボットを含めた事業費は概算で約14億円弱というふうに回答がありました。これは原子炉格納容器内部調査技術の開発というプロジェクト名で、2014年から2015年度、それから2016年から2017年度、今年度も入るわけですが、これらを含めてのロボット以外の費用も含めてですけれども、これだけかかっているという回答でしたけれども、どう思いますか。

危機管理部長

お答えいたします。

ロボットの費用につきましては、国に問い合わせをしましたところ、1号機から3号機までの格納容器の調査に要する経費の一部であり、区分することは難しく、公表できる値はないというふうにお聞きしております。

神山県議

では、県はこの作業をどのように評価していますか。

危機管理部長

お答えいたします。

ロボット等の調査によりまして、圧力容器下部の映像、それから格納容器内の放射線量などが確認され、溶融燃料の取り出しにむけて貴重な情報が得られたものと考えております。廃炉の取り組みについては、今後も前例のない困難な作業が続くことから、国および東京電力に対し、世界の英知を結集しながら安全を最優先に、着実に進めるよう、引き続き求めてまいります。

神山県議

私はこれらの費用も含めて、相当な金額がかかると思いますが、今、国も東京電力も含めて、国民や新電力など電気料金に上乗せして、このコストを負担させようとしておりますけれども、本来であれば、原発利益共同体が自ら負担をすべきものです。

福島第一原発の廃炉等にかかる費用については、新電力や国民に負担させるべきでない、(国に) 求めるべきだと思いますが、県の考えをうかがいます。

企画調整部長

お答えいたします。

福島第一原発の廃炉費用等の負担のあり方につきましては、廃炉や原発事故に伴う賠償等が着実にすすめられるよう、国と東京電力の責任において、しっかりと対応されるものと理解しております。

神山県議

そうではないところが多々ありますので、費用も含めて国・東電にしっかりと対峙して、対応していただきたいと思っております。

四、復興について

神山県議

次に、復興について伺います。

そもそも政府は、復興期間そのものは2011年から10年間としていたはずですが

れども、その方針が大きく変えられました。事故からの5年間を「集中復興期間」、6年目以降は「復興・創生期間」として、避難者への住宅無償提供の打ち切りなど、先ほど申し上げましたが、賠償、除染の打ち切りを含めて、県民切り捨てをすすめています。その一方で、復興の名の下で拠点整備や大型公共事業をどんどん「加速」させています。イノベーション・コースト構想がうち上げられておりますけれど、被災地、浜通りの本当の復興につながるのかどうか、私は非常に疑問です。

まず、県は、イノベーション・コースト構想にかかる関連予算について、新年度当初では、約700億円を計上いたしておりますが、これにとどまるはずはないと思います。関連予算の今後の見込みについてお尋ねいたします。

企画調整部長

お答えいたします。

平成29年度当初予算における（イノベーション・コースト）構想関連の予算につきましては、各プロジェクトの推進や地元企業の参入支援はもとより、広く道路、農業基盤等のインフラ整備も含め700億円程度と見込んでいるところであります。今後は、福島復興再生特別措置法の改正法案に盛り込まれた、重点推進計画制度等の新たな枠組みを活用しながら、人材の育成や周辺環境整備等も含め、構想の推進に必要な施策の更なる具体化をはかり、各施策の着実な実行に必要な財源の確保に取り組み、しっかりとすすめてまいる考えであります。

神山県議

これはどんどん膨らんでいくのではないかと、私は危惧しております。

さらに、県内各地に整備した各研究拠点施設の整備費および運営経費等についてお尋ねしたいと思います。（ふくしま）国際医療科学センターの整備費および新年度の運営費についてお示しいただきたいと思っております。

総務部長

お答えいたします。

ふくしま国際医療科学センターの整備費につきましては、約415億円となっております。また新年度の運営費につきましては、小児周産期救急医療等の機能を強化した先端診療部門、県民健康調査を担当する放射線医学県民健康管理センター、医薬品等の開

発支援をおこなう医療産業トランスレーショナルリサーチセンターなどを含め、全体で149億円が見込まれており、医療収益の他、国からの交付金等を原資とした基金等を活用することとしております。

神奈川県議

その運営費の方ですけれども、今お答えありましたけれど、医療収入や国からの交付金ですけど、その国からの交付金、いつまでどのくらい（の期間）、今のところ見込んでいますか。

総務部長

国等の交付金については、それぞれの分野によって異なりますけれども、一定期間それぞれ基金等に積み立てをおこなっている部分でございましてけれども、中長期的に、やはり安定的に、しっかり機能を発揮するために、引き続き積み増しについては国に求めてまいりたいと考えております。

神奈川県議

同様に、環境創造センターの整備費および新年度の運営費をお示しいただきたいと思っております。

生活環境部長

お答えいたします。

環境創造センターの整備費につきましては、三春町の本館、研究棟、交流棟「コミュニティ福島」の他、南相馬市の環境放射線センター、大玉村と猪苗代町の付属施設を含め、総額で約127億円となっております。また、新年度の運営費につきましては、維持管理経費や調査研究等の事業費などで、総額約9億円を計上しております。

神奈川県議

この維持管理経費の国からの補助は、どれくらいの期間見込んでらっしゃいますか。

生活環境部長

お答えいたします。

国からは当面10年間の運営経費を含めて、補助金を頂戴しているところでございます。

神奈川県議

同様に、ふくしま医療機器開発支援センターの整備費および新年度の運営費についてお尋ねいたします。

商工労働部長

お答えいたします。

ふくしま医療機器開発支援センターの整備費につきましては約120億円、平成29年度の運営費は当初予算で約2億8千万円を計上しております。

神奈川県議

この運営費の国からの補助は、どれくらいの期間でしょうか。

商工労働部長

お答えいたします。

ふくしま医療機器開発支援センターの運営につきましては、平成32年度以降、医療機器メーカー等による安全性評価の試験料収入、医療従事者の試技トレーニングや研修室の貸し出し等による利用料収入などをもとに、収支均衡を図り、自立運営となるよう努めてまいりたいと考えております。

神奈川県議

私は、主な大きな研究拠点整備費・運営費を聞きましたけれど、整備費だけでも相当な金額が、何百億も投入されていますね。しかも、その維持管理経費は相当かかる。国からのその維持管理経費は、それぞれの研究拠点施設がみんな違いますよね。どこまで担保されるのか、そういうこと1つ取っても、私は相当のお金がここに投入されていますけれど、本当にそれだけでいいのかなと実は思っているところです。

それで、イノベーション・コースト構想に関してですけれど、これを国家プロジェクトとして位置づけて「福島特措法」の改正が行われました。福島復興再生特別措置法の中で、なぜ避難者の生活再建や医療、介護、福祉分野の人員不足に対する支援などが入

っていないのか、私は本当に不思議でなりません。その充実を盛り込むべきではなかったかと思えますけれど、お尋ねいたします。

企画調整部長

お答えいたします。

福島復興再生特別措置法においては、避難者の生活の安定を図るための措置をはじめ、医療、介護、福祉サービスの提供に必要な施策等に関する規定が設けられております。これまでも支援制度の拡充等がこれにより講じられてきたところであります。今後とも避難者の生活再建や安心して暮らすことのできる環境整備のため、国に対し、福島復興再生協議会など、さまざまな機会をとらえて本県の実情を訴え、施策の充実と必要な財源の確保を求めてまいります。

神山県議

子ども被災者支援法は、ずっと実行がされない、具体化もされません。そして福島特措法に入っているのは、インフラの整備とか、大型事業とか大型プロジェクトが非常に多いんですね。人手が足りない、特に福祉・医療分野足りない、職員も足りない、そういうところを含めれば、もっとそこ（福島特措法）に盛り込むべきではなかったかと思えますけれども、今後もそれは求めるべきだと思いますが、もう一度お聞かせください。

企画調整部長

お答えいたします。

福島特措法につきましては、いろんな規定が設けられております。ただ、福島特措法があっても施策がすぐ充実できるというわけではありませんので、国の政府予算要望とか、それから福島復興再生協議会、そういう場も通じながら具体的に訴えて、毎年毎年の施策の充実、あるいは人員の確保、予算の確保につなげているところでありますので、引き続き福島特措法をもちろん武器にしながら、しっかりと必要なものについては今後とも求めてまいる考えであります。

神山県議

今、部長が言われたのは当然のことですね。でも、イノベーション・コースト構想はなぜ位置付けたか、この特措法に。それは国家プロジェクトとして予算も確保される、

担保されるからですよ。同じようになぜしないのかなと私は思ったわけですね。だから特措法にきちんと盛り込むように、県が言わなくては。知事の権限も与えられているんですから、この特措法に。何を盛り込むのかという視点が私は逆転しているのではないかと。もっと避難者や、そして県民に寄り添った支援策をきちんと盛り込むように求めておきたいと思います。

それから、除染問題に関してお尋ねいたします。

今月2日に、除染事業に参入させる見返りとして業者から接待を受けたなどという、国直轄除染を担っている環境省福島環境再生事務所の職員が、収賄容疑で逮捕されるという事件がおきましたけれど、県はこれをどう受け止めていらっしゃるでしょうか。

生活環境部長

お答えいたします。

県民の理解と信頼のもとに進めている除染事業において、このような事案が発生したことは極めて遺憾であります。県といたしましては環境省に対し、事実関係をしっかりと調査し、再発防止を徹底するよう強く申し入れたところです。

神山県議

除染事業には莫大な予算が投入されていて、私は必要だとは思いますが。でも、国の除染事業だけじゃなくて、市町村もやっているわけですね、県を通じて。ここの監視も必要ではないでしょうか。これをどう生かすのでしょうか。

生活環境部長

今般、発生いたしました事案につきまして、ただちに市町村が現場で実施している除染、そうした中でそのような状況がないかどうか、あらためて注意喚起を行いますとともに、今回逮捕されました業者等が市町村の除染事業に関わっていないかどうか、あらためて調査いたしまして、現段階では関わっていないという状況を確認しているところでございます。

神山県議

除染はしっかりやってもらいたいし、仕事もきちんとマニュアルに則って、環境整備

をしていただきたいと思いますので、引き続きの監視を求めておきたいと思います。

それから、今月6日に、福島労働局が福島第一原発の廃炉や除染事業者で54%の労働基準法違反があったと公表しています。この原発廃炉作業にかかる労基法違反も、本県の事故収束にいろいろ影響を及ぼしますし、除染労働者の問題もしかりです。除染事業者の1,020事業者のうち、586事業者、5割を超えるという違反が確認されていることは、本当に驚きです。除染事業について、作業員の労務管理が適切に行われるように取り組むべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

生活環境部長

お答えいたします。

作業員の労務管理につきましては、これまでも市町村や業界団体等に対して、労働関係法令等の遵守の徹底を要請してきたところであります。引き続き、国の関係機関や市町村、警察、業界団体と連携しながら、研修会等の開催や除染の現地調査など、さまざまな機会を通じて、指導の徹底を図り、除染事業における適正な労働環境等の確保に取り組んでまいります。

神山県議

復興事業に関わる公共事業について、お尋ねいたします。

地元企業の受注機会を確保していく必要が私はあると思うんですけど、県の考えをお尋ねいたします。

総務部長

お答えいたします。

地元企業の受注機会につきましては、地域要件の適切な設定や総合評価方式における地域貢献度の評価など、引き続きその確保に努めてまいります。

神山県議

私は、ある出先機関の2年間の入札結果表をとってみました。18回ないし多くて20回の入札がおこなわれておりましたのが2015年。昨年は、12回から13回でしたが、たとえば18回入札に参加しても1度もとれない。地元雇用、地元管内での発注

が大事だと思います。その管内で新しい企業もいるでしょうが、入札参加資格があつて参加するわけですからね。地域経済にきちんと貢献できるような、そういう入札制度をきちんと進めて、企業が復興に本当に貢献できて地域経済がまわるようにすべきと思いますが、もう一度お尋ね致します。

総務部長

お答えいたします。

入札制度におきましては、これまでも復興型総合評価方式を制度として設けまして、地元の地域貢献とこの評価ウエイトを高くする、そういった取り組みをしてきております。引き続き、そういった制度の適切な運用について努めて参ります。

五、雇用対策について

神奈川県議

次に、雇用対策について、お尋ねいたします。

安倍政権は、過労死を加速する「働き方改革」を打ち出して大問題になっています。過労死水準の月80時間を超える100時間以内、年720時間の残業を合法化しようとするたいへんな改悪です。さらに、有給休暇付与以外のすべての労働時間の規制をはずす「高度プロフェッショナル制度」を創設する、労働基準法の改定案・残業代ゼロ制度の導入までめざしています。今月3日、わが党は、緊急提案を発表しました。「時間労働を解消し、過労死を根絶するため上限を週15時間、月45時間、年360時間に規制し特例は設けない。勤務終了から次の勤務までに11時間のインターバル規制を導入すること」などを政府に求めています。

一昨年、最大手の電通の新入社員だった高橋まつりさんの過労自殺は、社会に大きな衝撃を与えました。電通は、昨年12月、労働基準法違反容疑で書類送検されておりますが、安倍政権はこれらを何の反省もしていないようです。私は二度と過労死を生まなため、「8時間働けばふつうに暮らせる社会」こんな社会をつくるべきだと思います。

さて、福島の最低賃金は、全国最下位Dランクの726円です。生活費には全国でほとんど差がありませんけれど、全国一律の最低賃金制度とすべきです。最低賃金を直ちに時給1,000円とし、さらに1,500円に引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

商工労働部長

お答えいたします。

最低賃金につきましては、国が法律に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して、決定することとされており、県といたしましては、これを尊重すべきものと考えております。

神山県議

それを尊重したらどうなるのか、あまり考えていないようですけど。最低1,000円ですよ。1,000円じゃもう生活できないと言っているわけですよ。そういうランクを設けないように、ぜひ今私が申し上げたように、1,000円ないし1,500円に引き上げるように、全国と連携して求めていただきたいと思います。

ところで、今回の電通の労基法違反容疑を受けて、滋賀県や京都府、奈良県、和歌山県などが電通との入札参加を停止すると伝えられています。わが県も、子会社とはいえ、電通の100%出資である電通東日本との契約がこの間ありました。今後は、株式会社電通の子会社である株式会社電通東日本との契約をすべきでないと思いますが、県の見解をお尋ねいたします。

総務部長

お答えいたします。

親子会社につきましては、それぞれ別の法人であり、契約においては個々の企業の法令違反の内容等をふまえ、対応してまいります。

神山県議

別会社と言っても、100%子会社で連結決算しているじゃないですか。私は道義的にどう思うのかというのが問われると思いますね。一昨年の2015年のこの電通東日本との契約、私、資料いただきましたが、1年間で9件もありましたよ。だから私は、そういうことを起した企業に対して、道義的責任があると思いますがいかがですか。

総務部長

お答えいたします。

契約におきましては、個々の企業の法令違反等の内容をふまえて、個別に判断をしてまいります。

六、子どもの貧困対策について

神奈川県議

次に、子どもの貧困対策についてお尋ねいたします。

貧困率が大変高く大変ですが、県としてきちんと具体的に進める必要があると思います。特に、ひとり親家庭の支援が必要だと思いますけれども、県は、実施している多子世帯へ保育料の軽減策をとっておりますが、第1子のみなんです。ひとり親世帯で、1人しか（子どもが）いない世帯には適用がされないものですから、ひとり親世帯への保育料支援策を拡充すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

子ども未来局長

お答えいたします。

ひとり親世帯への保育料支援につきましては、国において軽減措置が段階的にすすめられておりまして、県においても、独自に婚姻歴のないひとり親世帯の保育料の軽減に取り組んできたところでございます。新年度からは、国の一連の対策として、年収約360万未満のひとり親世帯に対する保育料軽減措置が拡充されたということから、この措置を実施する市町村に対し、財政措置を支援をしていく考えでございます。

神奈川県議

貧困は目に見えません。「見える化」をして、具体的な施策をぜひ展開していただきたいと思います。

七、教育行政について

神奈川県議

教育問題についてお尋ねいたします。

人材育成、いろいろ言われておりますけれども、今度は外国語教育が学習指導要領改訂で入ってまいりますけれども、授業時間も増える、教師の負担も増える、（教員の）研修もやらなければなりません。私は、現場の声を聞いて、小学校における外国語教育の新たな導入は、慎重にすべきだと思いますが、（考えを）お聞かせください。

教育長

お答えいたします。

小学校における外国語教育の新たな導入につきましては、グローバル化が急速に進展する社会において、外国語によるコミュニケーション力を高める上で、重要であると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、平成32年度からの全面実施に向け、教員の研修や指導資料の作成に取り組むとともに、弾力的な授業時間の設定や時間割編制のあり方等について具体例を示すなど、各学校において円滑な導入が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

神川県議

私は、円滑な導入はたいへん厳しいのではないかと思います。教育は、本来は「人格の完成をめざす」というものですから、それに向かって教育環境の整備をすすめるべきだと思います。

もう1つ、県内の公立小中高校の学校司書、正規での雇用を可能とするようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育長

お答えいたします。

学校司書につきましては、県立高等学校におきましては、いわゆる標準法に基づいて、一定規模以上の学校に正規職員の司書を配置いたしますとともに、一定規模に満たない学校に対しましても、司書資格を有する嘱託職員の配置を着実に増やしてきております。

また、市町村立小中学校におきましては、市町村が法律の趣旨や国の財政措置等をふまえて、配置を判断しておりまして、県教育委員会といたしましても、学校司書の効果的な活用についての助言をおこなっているところであります。今後とも、児童生徒の豊かな人間性をはぐくむため、学校司書の配置の促進に取り組んでまいります。

八、自治体職員の処遇改善について

神川県議

時間がありませんので飛ばします。

教職員の人事評価についてですけれども、給与と連動させる人事評価を取り入れるべ

きではないと思いますが、いかがでしょうか。

教育長

お答えいたします。

教職員の人事評価につきましては、地方公務員法の改正により、能力および業績にもとづく新たな評価制度として、実施が義務づけられたことから、今年度から導入したものでありまして、教職員の能力開発、教育活動の充実、および組織の活性化が図られるよう取り組んでまいります。また、評価結果の給与への反映につきましては、同法の規定にもとづき、国や他県の実施状況等をふまえ、平成29年度から反映できるよう適切に対応してまいります。

神山県議

私はやるべきではないと思います。

私は、全体として復興予算、大きくありますけれど、(終了のブザー)

皆さんと一緒にこの医療、福祉、教育でやっていきたいと思います。ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

以上